

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出容器レベルスイッチのケーブル押えナットが破損し、外れていたため、当該ナットを交換	D	
2	3号機	制御棒駆動水ポンプ等（12台）の電動機用潤滑油脂の定例点検において、排油口シール部のパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
3	3号機	原子炉建屋炉心スプレイ系ポンプ（A）室局所空調機用冷却器の海水ドレン弁に一部腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	サービス建屋保安用資材管理室北側の防火扉に閉止不良が認められたため、当該扉のドア金具を点検・修理	C	
5	4号機	廃棄物処理建屋2階の金属除染エリア北側壁面（鋼板製）の一部に腐食による隙間（4箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	原子炉補機冷却系冷却水ポンプ等（14台）の電動機用潤滑油脂の定例点検において、排油口シール部のパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
7	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の回転計検出部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉格納容器除湿系冷却装置（A）の冷凍機用圧縮機（2台）の目視点検において、ピストン（各1本）の表面に腐食が認められたため、当該ピストンを修理	D	
9	6号機	高圧復水ポンプ（C）用潤滑油フィルタの上蓋に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋の空調機駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に磨耗が認められたため、当該部を修理	D	
11	6号機	主発電機固定子冷却水系導電率記録計に記録用紙の詰まりが認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	集中環境施設	補助ボイラ（C）用排ガス分析計に指示値不良が認められたため、当該分析計を点検・修理	D	
13	集中環境施設	廃液乾燥固化系廃棄物移送容器のレベル信号変換器に動作不良が認められたため、当該変換器を点検・修理	D	
14	その他	工具センタ貸出し用計測器等の定期点検において、デジタル温湿度計（2台）に計器精度外れが認められたため、当該計器を調整後、再校正	D	
15	その他	放射線管理区域内で使用された保護衣等の洗濯業務委託契約において、保護衣類等の管理要領の改訂内容を口頭で伝えていたが委託内容変更依頼書による委託追加仕様書の変更手続きが行われていなかったため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで